

第2節 火山災害対策

I 予防対策〔総務課〕

活動的火山である岩木山の火山現象から住民の生命、身体及び財産を保護するため、火山情報の伝達、観測体制の確立等を図るものとする。

1. 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 火山情報を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、常時遠望観測を実施するほか、火山活動に関する異常現象が、発見者から村、青森地方气象台等へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- (2) 火山情報を迅速かつ確実に住民等に伝達するため防災行政用無線を整備する。

2. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第13節「水害予防対策」の避難体制の整備によるほか、次のとおりとする。

- (1) 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定しておく。
- (2) 火山活動の状況に応じたの登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行うための計画を策定しておく。

5. 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

- (1) 第3章第6節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関との密接な連携のもとに防災訓練を実施する。
- (2) 第3章第5節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について地域住民等に周知徹底する。
- (3) 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平常時から地域住民等への周知徹底に努める。

II 応急対策〔総務課〕

火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下のとおり情報収集、伝達等を行うものとする。

1. 実施責任者

火山現象による災害時における住民への火山情報、避難等の情報伝達は、青森地方気象台及び県と連携し、村長が行うものとする。

2. 火山情報の発表及び伝達

火山情報の発表及び伝達は、第4章第1節「気象予警報等の伝達」による。

3. 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」によるほか、次による。

災害現場は、山岳地であることから、村等防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住家被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲
- (6) 避難路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

4. 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 救助・救急活動

救助・救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

6. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第22節「交通対策」により実施する。

8. 警戒避難対策

警戒避難対策は、第4章第5節「避難」によるほか、次による。

- (1) 火山情報、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。
- (2) 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、あらかじめ定めた村、弘前消防署目屋分署、弘前警察署等の役割分担、誘導方法、避難先等の避難計画に基づき実施する。
- (3) 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化するとともに、登山規制、立入規制等の措置をとる。

9. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

10. 応援協力関係

- (1) 村自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第25節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

I 予防対策〔総務課〕

航空災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

2. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

II 応急対策〔総務課〕

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。